

定 款

第 1 章 総 則

（商 号）

第 1 条 当社は株式会社御園座と称する。

（目 的）

第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 劇場および関連建物の所有および賃貸。
2. 演劇その他の娯楽およびスポーツ設備の経営。
3. 食堂および売店の経営。
4. 旅行業。
5. 建物等の清掃および保守管理。
6. 老人ホームの所有および賃貸ならびに経営。
7. 前各号に付帯する事業。

（本店の所在地）

第 3 条 当社は本店を名古屋市に置く。

（機 関）

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

（公告方法）

第 5 条 当社の公告は、法令に別段の定めのある場合のほかは、名古屋市において発行する中日新聞に掲載する。

第 2 章 株 式

（発行可能株式総数）

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、900 万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株式取扱規則)

第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

第3章 株主総会

（株主総会の招集）

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

（決議の方法）

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

（議決権代理行使）

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（招集権者および議長）

第17条 株主総会は取締役社長が招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（議事録）

第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

（電子提供措置等）

第19条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役および取締役会

（選任方法）

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（員 数）

第21条 当社の取締役は、12名以内とする。

（任 期）

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役名誉会長、取締役会長、取締役副会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役各1名、常務取締役若干名を定めることができる。
- 3 取締役会は、その決議によって、相談役を定めることができる。

（取締役会規則）

第24条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

（取締役会の招集権者および議長）

第25条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- 2 当社は、会社法第370条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

- 2 前条第2項の決議があったとみなされる事項の内容およびその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、免除することができる。

第5章 監査役および監査役会

(選任方法)

第31条 監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(員 数)

第32条 当会社の監査役は、3名以内とする。

(任 期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第34条 監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。

(監査役会規則)

第35条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役会の招集通知)

第36条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役会に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役の全員の同意があるときは招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第38条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(報酬等)

第39条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第40条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、免除することができる。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第41条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第42条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度および決算期)

第44条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、事業年度末日を決算期とする。

(剰余金配当の基準日)

第45条 当会社の期末剰余金配当の基準日は、毎年3月31日までとする。

（配当の除斥期間）

第46条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附 則

（電子提供措置等に関する経過措置）

- 第1条 変更前定款第19条（株主総会参考書類のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第19条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である令和4年9月1日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第19条は、なお効力を有する。
 - 3 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以 上